

道路予定区域について

国土交通省 道路局 路政課

平成 23 年 3 月、路政課の新人職員ツトムも入省してもうすぐ 1 年となり、仕事にも慣れてきた様子。そんなある日の先輩職員ユウイチとのやりとり。

ユウイチ

ツトム君、君も路政課に入ってもうすぐ 1 年になるね。この 1 年間どうだった？

ツトム

いろいろありましたが、あっという間の 1 年でしたね。でもユウイチ先輩をはじめいろんな先輩に支えられながら、少しずつですが仕事を覚えてきたように思います。

ユウイチ

そうか、でももうすぐ新しい職員が下に入ってくるし、君も来月からは先輩職員。いつまでも先輩に頼ってばかりいられないね。僕は来月からは他の部署に行くことが決まってるし一人で頑張るんだよ。ところで、最近の道路法の勉強はどんな感じかな？

ツトム

今は、道路法（以下「法」という。）第 91 条に規定されている道路予定区域について勉強しています。

ユウイチ

ほう、勉強の方は進んでいるみたいだね。法第 91 条の規定を簡単に説明してみてよ。

ツトム

本条は道路の供用が開始されるまでの間における道路の区域内の公用制限に関する規定です。

道路が成立して道路法の適用を受ける公物となるためには、区域決定された土地について権原を取得し、物的施設としての道路を建設するだけでは十分でなく、供用の開始が必要です。ただし、道路の区域が決定されると、道路管理者の権限の取得の有無を問わず、当該区域内では一定の行為制限が働き、道路管理者が権限を取得した後においては、供用の開始前であっても、私権の制限、占用関係の規制等の道路法上の一定の管理規定が働くこととなります。

ユウイチ

うん、第 1 項には区域決定後の一定の行為制限について、第 2 項には権限取得後の道路法上の一定の管理規定の準用について規定されているね。それぞれについて説明してもらおうよ。まず第 1 項は？

ツトム

はい、第 1 項は、道路の区域が決定され、道路の建設が計画されている土地において形質の変更や工作物の新築等が行われると、その後の道路の新設又は改築に当たって物理的な障害となり、また、補償費用の増加により経済的な支障が生ずるので、これらの行為については道路管理者の許可にかからしめることとしています。

ユウイチ

そうだね。本規定は、これによって道路となるべき土地に対する無駄な投資を防ぐという意味で国民経済上の効率的配分にも資すると言えるね。また、本条における区域の決定には第18条第1項後段に規定される区域の変更も含んでいるから要チェックだね。次に第91条第2項についてはどうかな？

ツトム

第2項は、道路の区域が決定され、当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、土地又はこれに設置された道路の附属物となるべきものを道路予定区域とし、供用開始後の道路に準じて扱うこととされ、私権の制限や道路の占用等の道路法の管理規定を準用することとしています。

ユウイチ

私権の制限や道路の占用の他にはどんな規定が準用されるんだっけ？

ツトム

はい、私権の制限（第4条）と道路の占用（第3章第3節）の他には、

- ・道路に関する禁止行為（第43条）
- ・沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務（第44条）
- ・違法放置物件に対する措置（第44条の2）
- ・道路保全立体区域（第47条の10）
- ・道路保全立体区域内の制限（第48条）
- ・監督処分（第71条）
- ・監督処分に伴う損失の補償等（第72条）
- ・負担金等の強制徴収（第73条）
- ・法令違反等に関する指示等（第75条）
- ・許可等の条件（第87条）
- ・不用物件の取扱い（第92条から第95条まで）

が規定されています。

ユウイチ

そうだね。特に、道路の占用に関する規定の準用は、物的施設としての道路完成前に地下埋設物等の占用を認める必要があるためであり、こうした取扱いは供用開始後の占用工事による道路の掘り返し防止という観点から不可欠なものといえるね。

それから、第91条第2項は準用条文を限定列挙しているけど、これ以外の道路法の準用を全く認めない趣旨ではないからね。例えば、第64条は占用料の徴収について、占用に関する第3章第3節を準用することとした以上は当然に準用になると考えられるよね。

ツトム

第3項は、第1項の規定による制限、すなわち道路区域決定から権原取得に至るまでの間における土地に関する行為制限によって損失を受けた者に対し、通常受けるべき損失を補償すべき旨を定めていますね。

ユウイチ

憲法は第29条第1項において、財産権の不可侵を保障しており、土地についての所有権又は何らかの使用権限に基づいて工作物の新築等を行うことは、国民の自由な財産権の行使として、憲法上保障されている。一方、憲法は第29条第2項において財産権を公共の福祉に適合するように、法律で制限することも認めているね。

ツトム

はい、そして憲法第29条第3項には、法律による制限が一般的に当然受容すべきものとされる制限を超え、財産上特別の犠牲を課した場合には、「正当な補償」が必要としています。

ユウイチ

その通り。法第91条第3項は、第1項による制限によって道路区域内の土地に財産権を有する者に特別の犠牲を負うことにかんがみて、その損失を補償することとしたものなんだよ。

ツトム

なるほど、最後に第4項には、第3項における損失の補償に係る手続については、第69条第2項と第3項の規定を準用することが定められていますね。

ユウイチ

そうだね、よく勉強しているじゃないか。道路法の勉強は今日のところはこんなもんかな。今日はもう遅いし帰ろう。

ツトム

そうですね。明日のために英気を養うことにします。

参照条文

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

（道路予定区域）

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域に

ついで土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

- 3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。
- 4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。